

2015年2月6日 全13頁

民法改正時の経過措置の検討状況

民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案以降の動向

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 2014年8月26日の「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」決定以降、はじめて法制審議会民法（債権関係）部会が同年12月16日に開催された。その後2015年1月20日にも開催された。
- これら2回の部会では条文案や経過措置案も提示され、法務省のウェブサイトでも公表された。
- このレポートでは、経過措置案について取り上げる。多くの場合、メルクマールとなる出来事が施行日以後にあったか否かで、改正後の民法の規定を適用するか否かを決めていると思われるが、いくつにも場合分けされるなどしている。

1. 最近の民法改正の検討状況

2014年（平成26年）8月26日に法務省の法制審議会民法（債権関係）部会が開催され、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（以下、**要綱仮案**）が決定された^(注1)^(注2)。その決定後、最初の法制審議会民法（債権関係）部会が同年12月16日に開催され、最近では2015年1月20日にも開催された。

（注1）法務省の以下のウェブサイトを参照。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900227.html>

（注2）要綱仮案などについては、以下のレポートも参照。

・「法律・制度のミニ知識 民法改正要綱仮案のポイント」

（堀内勇世、2014年9月25日）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140925_008975.html

- ・「法律・制度のミニ知識 約款（定型約款）の議論を探る」

（堀内勇世、2014年10月24日）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20141024_009068.html

2014年12月16日に開催された法制審議会民法（債権関係）部会第97回会議（以下、**第97回会議**）では、民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案及び取りまとめに向けた検討が行われた。この第97回会議の特徴と思われることは、以下の通りである。

- ①定型約款（いわゆる約款）に関する議論は、ほぼされていないと思われる。

公表された「部会資料 84-1 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案（その1）」（以下、**部会資料 84-1**）^{（注3）}においても、「第28 定型約款」についてはペンディングとされ、「※ この項目は、要綱案の原案（その2）で取り扱う。」と記載されている（なお、「要綱案の原案（その2）」に相当するものは、2015年1月20日に開催された法制審議会民法（債権関係）部会の資料として公表されている）。

（注3）法務省の以下のウェブサイト参照。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900237.html>

- ②条文案が公表されている。

要綱仮案に基づき、第97回会議の段階で改正を検討している民法の条文案が会議に提出され、公表されている（この段階で公表されるのは珍しいことだと思われる）。なお、条文案とは、「部会資料 84-2 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案（その1） 参考資料」のことである^{（注4）}。

（注4）注3の法務省のウェブサイト参照。

- ③経過措置の案も公表されている。

民法（債権関係）改正における経過措置に関して、第97回会議の段階で検討中の基本的な方針及び骨子が会議に提出され、公表されている（この段階で公表されるのは珍しいことだと思われる）。「部会資料 85 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（18）」（以下、**部会資料 85**）がそれである^{（注5）}。

（注5）注3の法務省のウェブサイト参照。

また、その後、2015年1月20日に開催された法制審議会民法（債権関係）部会第98回会議（以下、**第98回会議**）^{（注6）}では、次のことが議論されている。

（注6）法務省の以下のウェブサイト参照。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900241.html>

④第 97 回会議で取り残された定型約款（いわゆる約款）に関する議論が行われている。

第 97 回会議では提示されていなかった「部会資料 86-1 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案（その 2）」などが提示され、第 97 回会議で取り残された定型約款（いわゆる約款）に関して議論が行われている。ただし、（執筆段階では）議事録はまだ公表されておらず結論は不明である（注 7）。

（注 7）第 98 回会議の開催後、2015 年 1 月 27 日に開催された、規制改革会議の投資促進等ワーキング・グループの第 5 回会議で、法務省から民法改正に関する資料が提出されている。「資料 3-1」と「資料 3-2」がそれである。それらの資料では、定型約款（いわゆる約款）に関する事項がクローズアップされている。

⑤第 97 回会議の経過措置の案の一部の修正が議論されている。

「部会資料 87 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（19）」（以下、**部会資料 87**）が提示され、部会資料 85 の経過措置の案の一部につき修正された別の案が掲げられ、議論がされている。

以下、このレポートでは部会資料 85 と部会資料 87 で提案された経過措置の案（合わせて、以下「**経過措置案**」と呼ぶ）について取り上げる。なお、原則として用語の解説などは省略する。

2. 経過措置案の構成など

現在の民法改正の議論が法律となり実現した場合の施行日は不明であるが、経過措置については、部会資料 85 と部会資料 87 で提案されている。その経過措置案を見ると、以下のような構成で記載されていることが読み取れる。

経過措置案では、まず大きく次の四つの場面に分けて検討が行われている。

- | | |
|-----|----------------------------|
| 第 1 | 民法総則（時効を除く。）の規定の改正に関する経過措置 |
| 第 2 | 時効の規定の改正に関する経過措置 |
| 第 3 | 債権総則の規定の改正に関する経過措置 |
| 第 4 | 契約総則・各則の規定の改正に関する経過措置 |

なお、「第2 時効の規定の改正に関する経過措置」はさらに次の2つの場面に分けて検討されている。

- (1) 消滅時効の期間及び起算点に関する規定について
- (2) 時効の更新又は完成猶予に関する規定について

それぞれの場面（5つの場面）につき「**基本的な経過措置の案**」を示している。その上で、基本的な経過措置の案と異なる取り扱いをすることが妥当であると考えられるケースを掲げて、その「**基本的な経過措置の案とは異なる取り扱いをするケースの経過措置の案**」を示している。その検討においては、債権者、債務者などの関係者の予測可能性を害しないようにすることが考慮されている。

経過措置案は、第97回会議及び第98回会議の段階で示された案であるので、今後変更される可能性がある。

3. 具体的な経過措置の案

部会資料85と部会資料87を見ると、具体的な経過措置の案は、多くの場合、メルクマールとなる出来事が施行日以後にあったか否かで、改正後の民法の規定を適用するか否かを決めていると思われ、例えば「施行日以後に〇〇〇がされた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に〇〇〇がされた場合についてはなお従前の例による」という形で示せそうである。ただし、その形で、単純に示せない場合がある。例えば、「第2 時効の規定の改正に関する経過措置」の「(1) 消滅時効の期間及び起算点に関する規定について」の「【**基本的な経過措置の案とは異なる取り扱いをするケースの経過措置の案**】」が、「施行日において」ある期間が経過していなかったときに改正後の民法を適用するという形式になっているので、注意が必要である。

以下において、「施行日以後に〇〇〇がされた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に〇〇〇がされた場合についてはなお従前の例による」という形で示せるものはその形にして紹介する。「従前の例による」とは、「現行（改正“前”）の民法を適用する」という意味である。

また、以下では、それぞれの場面ごとに提案されている「基本的な経過措置の案」を示したうえで、「基本的な経過措置の案とは異なる取り扱いをするケースの経過措置の案」を示すという形で紹介する^(注8)。その際、それぞれの具体的な経過措置の案は二重線の囲みで示している。なお、二重線の囲みの中の下線部が、メルクマールとなる（と考えられる）出来事である。

(注8) なお、説明の都合上、「第2 時効の規定の改正に関する経過措置」以外に

は「(1)」「(2)」の見出しはない。

第1 民法総則（時効を除く。）の規定の改正に関する経過措置

部会資料 84-1 の以下の項目の改正に関する具体的な経過措置の案が、検討されている。

- | | |
|----|----------------|
| 第1 | 公序良俗（民法第90条関係） |
| 第2 | 意思能力 |
| 第3 | 意思表示 |
| 第4 | 代理 |
| 第5 | 無効及び取消し |
| 第6 | 条件及び期限 |

【基本的な経過措置の案】

施行日以後に <u>法律行為や意思表示がされた場合</u> について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に <u>法律行為や意思表示がされた場合</u> についてはなお従前の例による

【基本的な経過措置の案とは異なる取り扱いをするケースの経過措置の案】

1) 代理に関する規定について

部会資料 84-1 の「第4 代理」については、次の具体的な経過措置の案が示されている。

施行日以後に <u>代理権の授与がされた場合</u> について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に <u>代理権の授与がされた場合</u> についてはなお従前の例による

2) 瑕疵ある意思表示を前提として第三者が新たに法律関係を形成した場合の規定等について

部会資料 84-1 の「第3 意思表示」の中の、心裡留保、錯誤、詐欺に関する、瑕疵ある意思表示を前提として第三者が新たに法律関係を形成した場合の規定等（「第3 意思表示」の「1 (2)」、「2 (4)」、「3 (3)」など）については、次の具体的な経過措置の案が示されている。

施行日以後に瑕疵ある意思表示がされた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に瑕疵ある意思表示がされた場合についてはなお従前の例による

第2 時効の規定の改正に関する経過措置

「第2 時効の規定の改正に関する経過措置」はさらに2つに分けて検討されているので、2つに分けて紹介する。

(1) 消滅時効の期間及び起算点に関する規定について

部会資料 84-1 の「第7 消滅時効」の中の、消滅時効の期間及び起算点に関する規定（「第7 消滅時効」の「1」から「5」）の具体的な経過措置の案が、検討されている。

【基本的な経過措置の案】

施行日以後に債権が生じた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に債権が生じた場合についてはなお従前の例による

「債権が生じた場合」については、停止条件付法律行為又は効力始期付法律行為により債権が生じる場合にあつては、「停止条件付法律行為又は効力始期付法律行為がされた場合」と読み替えると、経過措置案ではされている。

【基本的な経過措置の案とは異なる取り扱いをするケースの経過措置の案】

1) 不法行為による損害賠償請求権の20年の期間制限について

施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合であっても、20年の期間制限については、以下の通り、異なる取り扱いをするとされている。

施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合であっても、施行日においてその損害賠償請求権に関する現行民法724条後段の20年の期間が経過していないときは、改正後の民法の規定^(注9)を適用する^(注10)

「基本的な経過措置の案」によるとすれば、施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じ

た場合、従前の例によることになる。しかし、「不法行為の被害者の保護を優先」すべきとして、施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合であっても、「施行日においてその損害賠償請求権に関する現行民法 724 条後段の 20 年の期間が経過していないとき」、つまり消滅時効等の期間制限にかかわらずまだ不法行為による損害賠償請求権ができるときには、改正後の民法の規定を適用すべきとしている。

(注 9) この 20 年の期間制限が、現在は消滅時効とは少々異なる除斥期間と解釈されることがあるが、部会資料 84-1 の「第 7 消滅時効」の「4」で、20 年の期間制限が消滅時効である旨を明示としている。

(注 10) この具体的な経過措置の案で示されたもの以外の状況における法律の適用関係については、以下の通りになると考えられる。

施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合で、施行日においてその損害賠償請求権に関する現行民法 724 条後段の 20 年の期間が経過しているときは、従前の例によることになろう。

また、施行日以後に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合（その損害賠償請求権に関する 20 年の期間が経過するのは施行日より後になる）、改正後の民法の規定を適用することになろう。

2) 生命・身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効について

施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合であっても、生命・身体を害する不法行為による損害賠償請求権の短期の消滅時効については、以下の通り、異なる取り扱いをするとされている。

施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合であっても、施行日においてその損害賠償請求権に関する現行民法 724 条前段の 3 年の期間が経過していないときは、改正後の民法の規定^(注 11)を適用する^(注 12)

(注 11) 部会資料 84-1 の「第 7 消滅時効」の「5」では、人の生命または身体を害する不法行為による損害賠償請求権の短期の消滅時効は 5 年に改正するとしている。

(注 12) この具体的な経過措置の案で示されたもの以外の状況における法律の適用関係については、以下の通りになると考えられる。

施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合で、施行日においてその損害賠償請求権に関する現行民法 724 条前段の 3 年の期間が経過しているときは、従前の例によることになろう。

また、施行日以後に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合（その損害賠償請求権に関する短期の消滅時効に関する期間が経過するのは施行日より

後になる)、改正後の民法の規定を適用することになる。

(2) 時効の更新又は完成猶予に関する規定について

部会資料 84-1 の「第7 消滅時効」の「6」では、現行の「時効の中断又は停止」を「時効の更新又は完成猶予」として再構築する改正を掲げているが、この時効の更新又は完成猶予（時効の中断又は停止）に関する規定の具体的な経過措置の案が、検討されている。なお経過措置案では、時効の更新又は完成猶予に関する規定について、「【基本的な経過措置の案とは異なる取り扱いをするケースの経過措置の案】」に相当するものが掲げられていない。

【基本的な経過措置の案】

施行日以後に時効の更新又は完成猶予の事由が生じた場合^(注13)について適用し、施行日前に時効の更新又は完成猶予（現行の時効の中断又は停止）の事由が生じた場合についてはなお従前の例による

(注13) 経過措置案では、「施行日以後に訴えが提起された場合や権利についての協議を行う旨の合意がされた場合」が例示されている。

第3 債権総則の規定の改正に関する経過措置

部会資料 84-1 の以下の項目の改正に関する具体的な経過措置の案が、検討されている。

第8 債権の目的（法定利率を除く。）

第9 法定利率

第10 履行請求権等

第11 債務不履行による損害賠償

第14 受領遅滞

第15 債権者代位権

第16 詐害行為取消権

第17 多数当事者

第 18	保証債務
第 19	債権譲渡
第 20	有価証券
第 21	債務引受

第 23	弁済
第 24	相殺
第 25	更改

【基本的な経過措置の案】

施行日以後に債権が生じた場合について適用し、施行日前に債権が生じた場合についてはなお従前の例による

「債権が生じた場合」については、停止条件付法律行為又は効力始期付法律行為により債権が生じる場合にあっては、「停止条件付法律行為又は効力始期付法律行為がされた場合」と読み替えると、経過措置案ではされている。

【基本的な経過措置の案とは異なる取り扱いをするケースの経過措置の案】

1) 詐害行為取消権に関する規定について

部会資料 84-1 の「第 16 詐害行為取消権」については、次の具体的な経過措置の案が示されている。

施行日以後に詐害行為がされた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に詐害行為がされた場合についてはなお従前の例による

2) 債権者代位権に関する規定について

部会資料 84-1 の「第 15 債権者代位権」については、次の具体的な経過措置の案が示されている。

施行日以後に被代位権利が生じた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に被代位権利が生じた場合についてはなお従前の例による

3) 債権の譲渡制限の意思表示に関する規定について

部会資料 84-1 の「第 19 債権譲渡」の中の、譲渡制限の意思表示に関する規定（「第 19 債権譲渡」の「1」、「4 (1)ウ」及び「4 (2)ウ」）については、部会資料 87 において具体的な経過措置の案が提案されている（部会資料 85 の案が修正されている）。

施行日前に債権が譲渡され、民法 467 条に規定する通知又は承諾がされた場合については、なお従前の例による^(注14)

(注 14) 部会資料 87 の 1~2 ページに「債権の譲渡に関する経過措置としては、譲渡の当事者が適用法条についてどのような期待を有するかという点を重視する必要があると考えられることからすると、譲渡時を基準として、新法の適用の有無を決することにも合理性があると考えられる。また、この考え方によれば、施行日までに債務者に対して通知がされているか、債務者が承諾していたときに、旧法の適用を受けることになるため、旧法の適用の有無についての債務者の予測可能性も担保されているといえる。」とある。

4) 将来債権譲渡、債権譲渡の対抗要件及び債権譲渡と債務者の抗弁に関する規定について

部会資料 84-1 の「第 19 債権譲渡」の中の、将来債権譲渡、債権譲渡の対抗要件及び債権譲渡と債務者の抗弁に関する規定（「第 19 債権譲渡」の「2」から「4」まで。ただし、「4 (1)ウ」及び「4 (2)ウ」を除く）については、次の具体的な経過措置の案が示されている。

施行日以後に債権譲渡に係る法律行為がされた場合^(注15)について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に債権譲渡に係る法律行為がされた場合についてはなお従前の例による

(注 15) ここでいう債権譲渡には、将来債権譲渡が含まれる。

5) 不法行為債権等を受働債権とする相殺の禁止に関する規定について

部会資料 84-1 の「第 24 相殺」の中の、不法行為債権等を受働債権（受働債権とは相殺を行う場合の相手側の債権。これに対して自分の債権を自働債権と呼ぶ）とする相殺の禁止に関する規定（「第 24 相殺」の「2」）については、次の具体的な経過措置の案が示されている。

施行日以後に不法行為債権等が生じた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に不法行為債権等が生じた場合についてはなお従前の例による

6) 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止に関する規定について

部会資料 84-1 の「第 24 相殺」の中の、支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止に関する規定（「第 24 相殺」の「3」）については、次の具体的な経過措置の案が示されている。

施行日以後に自働債権(の発生)の原因が生じた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に自働債権(の発生)の原因が生じた場合についてはなお従前の例による^(注16)

(注16) 部会資料 85 では、「施行日以後の原因に基づいて自働債権が生じた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前の原因に基づいて自働債権が生じた場合についてはなお従前の例による」と記載されている。

第4 契約総則・各則の規定の改正に関する経過措置

部会資料 84-1 の以下の項目の改正に関する具体的な経過措置の案が、検討されている。

第 12 契約の解除
第 13 危険負担
第 22 契約上の地位の移転
第 26 契約に関する基本原則
第 27 契約の成立
第 29 第三者のためにする契約
第 30 売買
第 31 贈与
第 32 消費貸借
第 33 賃貸借
第 34 使用貸借
第 35 請負
第 36 委任
第 37 雇用
第 38 寄託
第 39 組合

【基本的な経過措置の案】

施行日以後に契約が締結された場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に契約が締結された場合についてはなお従前の例による

【基本的な経過措置の案とは異なる取り扱いをするケースの経過措置の案】**1) 賃貸借の更新に関する規定について**

施行日前に賃貸借契約が締結された場合であっても、部会資料 84-1 の「第 33 賃貸借」の中の、賃貸借の更新に関する規定（「第 33 賃貸借」の「3 (2)」）については、以下の通り、異なる取り扱いをするとされている。

施行日前に賃貸借契約が締結された場合であっても、施行日以後にその賃貸借契約の更新の合意がされるときは、改正後の民法の規定を適用する^(注 17)

(注 17) この具体的な経過措置の案で示されたもの以外の状況における法律の適用関係については、以下の通りになると考えられる。

施行日前に賃貸借契約が締結された場合で、施行日前にその賃貸借契約の更新の合意がされるときは、従前の例によることになろう。

また、施行日以後に賃貸借契約が締結された場合（その賃貸借契約の更新の合意がされるのは施行日以後になると考えられる）、改正後の民法の規定を適用することになろう。

2) 不動産の賃借人による妨害排除等請求権に関する規定について

部会資料 84-1 の「第 33 賃貸借」の中の、不動産の賃借人による妨害排除等請求権に関する規定（「第 33 賃貸借」の「6」）については、次の具体的な経過措置の案が示されている。

施行日前に不動産の賃貸借契約が締結された場合であっても、施行日以後にその不動産の占有を第三者が妨害し、又はその不動産を第三者が占有しているときは、改正後の民法の規定を適用する^(注 18)

(注 18) この具体的な経過措置の案で示されたもの以外の状況における法律の適用関係については、以下の通りになると考えられる。

施行日前に不動産の賃貸借契約が締結された場合で、施行日前にその不動産の占有を第三者が妨害し、又はその不動産を第三者が占有している段階では、従前の例によることになろう。なお、その第三者による妨害や占有が施行後も

継続して、施行日以後のその段階で不動産の賃借人が妨害の排除等を請求しようという場合は、「施行日以後にその不動産の占有を第三者が妨害し、又はその不動産を第三者が占有しているとき」と言え、この具体的な経過措置の案（この「2）」の具体的な経過措置の案）が適用され、改正後の民法の規定を適用することになる。

また、施行日以後に賃貸借契約が締結された場合（賃借人となって、その不動産の占有を第三者が妨害し、又はその不動産を第三者が占有しているという問題に直面するのは施行日以後になると考えられる）、改正後の民法の規定を適用することになる。